

業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「件名における標準仕様書」（以下、「共通様書」という）の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書し、この仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書によるものとする。

2. 履行期間

履行期間は契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

3. 業務の対象

業務の対象は下記のとおりとする。

浸水想定の対象区域については、簡易な氾濫解析モデル構築範囲となる約2,237.2haとする。

(1) 対象区域 簡易な氾濫解析モデル構築範囲 A＝約2,237.2ha ※区域は別添図のとおり

4. 業務の概要

業務の概要は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書における業務内容を確認し、契約後速やかに業務計画書を作成して調査職員に提出するものとする。

なお、業務計画書には本特記仕様書等に基づき、業務計画、実施方針、工程表、担当技術者、打合せ計画等について明記する。

(2) 基礎調査

1) 資料収集

ハザードマップの表示に必要となる避難所等の防災施設情報や関係部署が発刊しているハザードマップ等を収集整理する。

2) 現地踏査

検討対象区域の地形・地勢、浸水被害発生箇所、雨水排水施設の状況等を把握する。

なお、測量調査や水路内等への立ち入りを伴う調査は含まない。

3) まとめと審査

基礎調査における方針の確定・確認と作業内容の照査を行う。

(3) 水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成

令和6年度に検討された簡易な氾濫解析モデルの流出解析結果を用いて、各地点の最大浸水深を算定し、雨水出水浸水想定区域の設定を行う。

この際、盛土構造や地表面標高メッシュデータのエラー値の除却等を行うことで、現状の地形条件（地表面標高）と整合するように配慮する。氾濫解析結果に不整合が生じている場合は、必要に応じ、簡易な氾濫解析モデルを修正し流出解析結果を見直すものとする。

(4) 内水ハザードマップの表示方法の検討

内水ハザードマップを水防法に基づく内水ハザードマップとするための表示方法については、市民等の受け手にとって見やすい・わかりやすいものであるかという観点、水防法に適用するか否かの観点、宅地建物取引業法施行規則に準ずる不動産取引等の際の重要事項説明に対応するか否かの観点を踏まえること。また、関連部署における他のハザードマップと整合するように配慮する。

(5) 内水ハザードマップの作成

上記までの検討結果等を踏まえて、内水ハザードマップを作成する。

作成した内水ハザードマップの妥当性確認のために、表示内容、表示位置、色合いなどに対してチェックリストを作成し、十分に確認を行う。

また調整協議（調整ワーキングや委員会等）のための資料作成を行う。

(6) 自治会説明資料作成及び説明会運営補助

自治会説明会を3回開催（3地区×1回＝計3回）する予定であり、本業務にて自治会説明会資料の作成、説明会の運営補助及び議事録作成等を行うものとする。

(7) 提出図書の作成

以上の検討結果をとりまとめ、業務報告書の作成を行う。

(8) 打合せ協議

本業務を円滑に進めるため、市担当者及び関連管理者と打合せ協議を行う。

